

年金記録確認京都地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月13日（金） 13時30分から15時30分
2. 場 所 京都ガーデンパレス2階「橋の間」
3. 出席者
（委員会）赤井委員、香川委員、清水谷委員、仙波委員、田中委員、内藤委員、
林委員、松浦委員
（京都行政評価事務所）丸山所長、大野次長ほか
（京都社会保険事務局）中野年金調査官、石倉年金業務指導官

4. 議題

- (1) 京都行政評価事務所長あいさつ
- (2) 委員長の選任
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の所掌事務、権限等について
- (7) 委員会運営規則の制定
- (8) 審議の基本方針について
- (9) 京都社会保険事務局からのヒヤリング
- (10) 意見交換
- (11) 委員会の開催スケジュールについて

5. 会議経過

- (1) 委員の互選により、松浦委員を委員長に選任した。
- (2) 松浦委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。
年金記録確認の問題は、国民の関心も極めて高く、国民の視点に立って公平・公正な判断するように努めていきたい。
総務大臣が決定したあっせんに当たっての基本方針に則り、国民の立場に立って対応したい。
- (3) 事務室から委員会の所掌事務、権限について説明が行われた。
説明後、「申立の受付方法などはどのようになるのか。」「申立の後で社会保険庁では再調査等するのか。」などの質疑があった。

- (4) 委員会の運営について以下のように決定した。
- ・ 委員長の指名により、日下部委員が委員長代理に指名された。
 - ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。
この中で、本委員会に2つ以内の小委員会を置くことができることとされた。委員会又は小委員会の会議は、個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。ただし、議事要旨を作成し、後日公開するほか、委員会又は小委員会開催後、報道機関から求めがある場合は、委員長等がブリーフィングを行う場合があるとした。
 - ・ また委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。
- (5) 事務局から平成19年7月10日に総務大臣決定された「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」の説明が行われた。
説明後、「申立人に対する聴取を直接委員会が行う場合はあるか」、「どのような資料が上がって来るのか」などの質疑があった。
- (6) 京都社会保険事務局から、年金記録確認の手續などについて説明があった。
- (7) 次回の委員会は、7月26日(木)午後1時から開催することで出席委員の了承が得られた。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認京都地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月26日（木） 13時00分から15時00分
2. 場 所 京都地方合同庁舎5階会議室
3. 出席者
（委員会）赤井委員、香川委員、清水谷委員、仙波委員、田中委員、内藤委員、
前野委員、松浦委員
（京都行政評価事務所）丸山所長、大野事務室長ほか
4. 議題
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 全国委員長会議の報告
 - (3) 京都府内における第三者委員会への申立状況
 - (4) 年金制度の概要について
 - (5) 事例研究
 - (6) その他（委員会の開催方法等）
5. 会議経過
 - (1) 委員長から、第2回目の委員会開催について、あいさつを述べた。
 - (2) 事務室から、全国委員長会議の概要を説明した。
 - (3) 事務室から、平成19年7月16日から7月22日までに、京都府内の社会保険事務所に申立のあった件数の内訳を報告した。
 - (4) 事務室から、年金制度の概要について説明した。
 - (5) 事務室から、中央委員会が公表したあっせん事例の一部について説明した。
 - (6) 次回（第3回）の委員会は、8月10日（金）午前9時から開催することで出席委員の了承が得られた。
また、第4回目の委員会については、8月23日（木）の午後1時30分から開催することとし、第4回目以降については、当面9月末まで原則として毎週金曜日の午前9時から開催することについて、出席委員の了承が得られた。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕